

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策（国内制限措置の延長と９月１３日からの国内制限措置に関する政府発表）

２０２１年９月１３日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が事前発表していた９月１３日からの新たな国内制限措置についての詳細が官報に掲載されました。非免疫者に対する措置は、本年９月１３日から２０２２年３月３１日まで有効となる予定です。ただし、あくまで現時点での発表ですので、今後の変更も想定されます。

また、それ以外の国内制限措置については、９月２０日まで延長となっています。

■ １ 非免疫者に対する措置

新型コロナウイルスのワクチン未接種者（最終回接種から１４日間が経過していない者）、及び新型コロナウイルス治癒者（当初感染から３０日が経過、１８０日以内まで）でない者に、次の義務・制限が課される：

※検査は有料・自費（価格はPCR検査が６０ユーロ、ラピッドテストが１０ユーロとされています）、民間検査機関、クリニック等で実施する。

（１）公共・民間部門の従業員は、週１回の始業前７２時間以内のPCR検査または４８時間以内のラピッドテストによる陰性証明を提示すること。

（２）教職員、観光、飲食、TV放送・映画・演劇・音楽プロダクションの従業員は、週２回の始業前７２時間以内のPCR検査または４８時間以内のラピッドテストによる陰性証明を提示すること。

（３）生徒（幼稚園・小中高校・塾等）は、週２回（毎火曜日と金曜日）、登校前２４時間以内のセルフテストによる陰性証明を提示すること。塾を除き、検査キットは無料配付される。

（４）大学生は、週２回（毎火曜日と金曜日）、登校前２４時間以内のPCR検査またはラピッドテストによる陰性証明を提示すること。

（５）１２歳以上のフェリー、国内航空便、鉄道、長距離バス利用者は、出発前４８時間以内のラピッドテストによる陰性証明を提示すること。５歳～１１歳は、出発前２４時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可（検査は自費）。

（６）屋内の遺跡、博物館、美術館、ギャラリー等は、１２歳以上は入場前４８時間以内のラピッドテストの陰性証明により利用可。５歳～１１歳は、入場前２４時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可。各施設により「免疫者のみ」タイプ、または「免疫者を含めた混合」タイプに分けられる。

(7) 劇場、その他パフォーマンスアート会場（競技場含む）は、12歳以上は公演前48時間以内に実施されたラピッドテストの陰性証明により入場可。5歳～11歳は、公演前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可。各施設により「免疫者のみ」タイプ、または「免疫者を含めた混合」タイプに分けられる。

(8) 映画館は、12歳以上は、上映前48時間以内に実施されたラピッドテストの陰性証明により入場可。5歳～11歳は、上映前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可。各施設により「免疫者のみ」タイプ、または「免疫者を含めた混合」タイプに分けられる。

(9) レストラン、カフェ、バー等の飲食店は、屋内施設は、「免疫者のみ」タイプのみ営業可。面積の85%までが入場可。

(10) 競技場でのスポーツ観戦は、12歳以上は、競技開始前72時間以内のPCR検査か48時間以内のラピッドテストの陰性証明により入場可。12歳未満は、競技前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可。

(11) 屋内ジムは、12歳以上は、入場48時間以内に実施されたラピッドテストの陰性証明で利用可。5歳～11歳は、入場前24時間以内のセルフテストによる陰性証明でも可。各施設により「免疫者のみ」タイプ、または「免疫者を含めた混合」タイプに分けられる。

(12) カンファレンス・見本市への参加者は、免疫者のみ可。

(13) 動物園・植物園、屋外遊園地は、各施設により「免疫者のみ」タイプ、または「免疫者を含めた混合」タイプに分けられる。

■ 2 共通事項

(1) 各種証明書は、身分証明書（IDカード、旅券、運転免許証等）の提示を伴う。

(2) 各施設・店舗等の入場に必要なワクチン接種証明書、新型コロナウイルス治癒証明書、PCR検査陰性証明書、ラピッドテスト陰性証明書は、書面かスマホ等で提示すること。ただし、EU諸国以外の第三国からの外国人は、書面の証明書で可。

(3) これまで実施されてきた公共機関における無料ラピッドテストは、今後は新型コロナウイルス免疫者または感染症状を有する者に対してのみ実施する。

(4) マスクに関しては、屋内は着用義務、屋外については人が集まるところでは着用を義務付ける。

■ 3 「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210912_kokunai%20\(002\).pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210912_kokunai%20(002).pdf)

※国内航空便、フェリーをご利用の際は、必要書類が流動的で分かりにくくなってい

ます。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については運航会社にお問い合わせ
ください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp